

西パ健発第 17A1107 号
平成 29 年 11 月 10 日

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理 事 長 三 木 秀 一

退職後の国民健康保険の加入手続きについて

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被保険者が事業所を退職され、お住まいの市町村で国民健康保険の加入手続きをする際、市町村では「退職証明書」や「喪失証明書」により健康保険の資格喪失日の確認をすることになります。平成 29 年 7 月 18 日よりマイナンバーを利用した情報連携が開始され、「退職証明書」等を持参されなくても資格喪失日の確認を行うことができるようになりましたが、情報連携では当健康保険組合での資格喪失処理や処理後のデータ更新が完了していなければ、市町村の窓口で資格喪失日の確認ができません。

つきましては、被保険者が退職後、すぐに国民健康保険の手続きを希望された場合は、「退職証明書」を発行していただき、円滑に加入手続きが行なえるようご協力をお願いいたします。

併せまして、当健康保険組合で「喪失証明書」を発行するために必要な資格喪失届の早期届出も重ねてよろしくをお願いいたします。